

各病棟の施設基準

令和6年6月
行橋記念病院

中央棟2階病棟

■入院料 <<精神科救急急性期医療入院料1>>算定

■看護職員等の配置基準 ①1日に15人以上の看護職員(看護師)が勤務

○日勤帯〔朝9時～夕方5時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は6人以内

○夜勤帯〔夕方5時～朝9時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は16人以内

中央棟3階病棟

■入院料 <<精神療養病棟入院料>>算定

■看護職員等の配置基準 1日に12人以上の看護要員(看護師+准看護師+看護補助者)が勤務

○日勤帯〔朝9時～夕方5時〕:看護要員1人当たりの入院患者受け持ち数は8人以内

○夜勤帯〔夕方5時～朝9時〕:看護要員1人当たりの入院患者受け持ち数は30人以内

北棟1階病棟

■入院料 <<精神病棟15対1入院基本料>>算定

■看護職員等の配置基準 ①1日に12人以上の看護職員(看護師+准看護師)が勤務

②1日に6人以上の看護補助者が勤務

○日勤帯〔朝9時～夕方5時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は8人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は15人以内

○夜勤帯〔夕方5時～朝9時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は30人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は60人以内

北棟2階病棟

■入院料 <<認知症治療病棟入院料1>>算定

■看護職員等の配置基準 ①1日に9人以上の看護職員(看護師+准看護師)が勤務

②1日に8人以上の看護補助者が勤務

○日勤帯〔朝9時～夕方5時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は12人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は10人以内

○夜勤帯〔夕方5時～朝9時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は30人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は60人以内

北棟3階病棟

■入院料 <<認知症治療病棟入院料1>>算定

■看護職員等の配置基準 ①1日に9人以上の看護職員(看護師+准看護師)が勤務

②1日に8人以上の看護補助者が勤務

○日勤帯〔朝9時～夕方5時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は12人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は10人以内

○夜勤帯〔夕方5時～朝9時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は30人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は60人以内

北棟4階病棟

■入院料 <<療養病棟入院基本料1>>算定

■看護職員等の配置基準 ①1日に9人以上の看護職員(看護師+准看護師)が勤務

②1日に9人以上の看護補助者が勤務

○日勤帯〔朝9時～夕方5時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は12人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は9人以内

○夜勤帯〔夕方5時～朝9時〕:①看護職員1人当たりの入院患者受け持ち数は30人以内

②看護補助者1人当たりの入院患者受け持ち数は60人以内

入院時食事療養(I)に係る食事療養の実施

■当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。